

岡山大学総務・企画部人事課グッドジョブ支援センターにおける
職員の就業に関する要項

〔平成25年 3月27日〕
学 長 裁 定

改正 平成26年 1月21日

平成26年 3月31日

平成27年 3月31日

(目的)

第1条 この要項は、岡山大学総務・企画部人事課グッドジョブ支援センター（以下「センター」という。）に勤務する障がい者である職員及び障がい者を支援する職員の就業に関し必要な事項を定め、もって本学における障がい者雇用の促進を図ることを目的とする。

2 次条に定める職員の任期、給与等については、国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則（平成16年岡大規則第12号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第38条及び特別契約職員の就業に関する要項（平成19年3月30日学長裁定）第15条の規定に基づき、この要項に定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要項の対象者は、センターに勤務する次の各号に定める非常勤職員及び特別契約職員（以下「センター職員」という。）とする。

- 一 総括リーダー
- 二 サブリーダー
- 三 アドバイザー
- 四 支援員
- 五 作業員
- 六 作業補佐員
- 七 その他の職種であつて、障がい者である者

2 前項第1号及び第2号の職員は、原則として特別契約職員とし、第3号から第6号までの職員は、原則として非常勤職員とする。

3 第1項第7号の職員にあつては、業務の必要性に応じて非常勤職員又は特別契約職員として雇用する。

(任期等)

第3条 センター職員の任期は、1年とし、5年を限度として更新することができる。ただし、勤務成績が良好な者については、5年目の任期満了後、任期の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）とすることがある。

2 前項ただし書きに定める無期雇用契約への転換に当たっては、転換の可否について個別面接を行うものとし、採用以降の5年間の勤務状況や勤務評価の成績と併せて厳正な審査を行うものとする。

3 第1項ただし書きの規定により無期雇用契約となった者の定年は、非常勤職員にあっては年齢65年、特別契約職員にあっては年齢63年とする。

(給与)

第4条 センター職員の給与は、非常勤職員就業規則、国立大学法人岡山大学契約職員就業規則（平成16年岡大規則第13号）等の規定にかかわらず、次の各号のとおりとする。

一 総括リーダーの俸給は、一般職員俸給表（一）の職務の級3級を準用するものとし、号俸は勤続年数により別表1のとおりとする。

二 サブリーダーの俸給は、一般職員俸給表（一）の職務の級2級を準用するものとし、号俸は当該年度の年度末の年齢により別表2のとおりとする。

三 アドバイザーの基本給は、時間給とし、別表3のとおりとする。

四 支援員、作業員及び作業補佐員の基本給は、時間給とし、別表4のとおりとする。

五 その他の職種であって、障がい者である者の基本給は、当該職種に係る非常勤職員就業規則又は特別契約職員の就業に関する要項による基本給を参考に、当該者の勤務態様を勘案して個別に定める。

六 第1号から第5号までの規定によりがたい場合は、当該勤務者の勤務態様等を勘案して個別に定めることができる。

2 前項第4号の職員の基本給の改定は、前年度の勤務状況に基づき、次条に定める勤務評価と別に定める基準（以下「評価基準」という。）により、その適性・能力を評価して行うものとする。

3 第1項第4号の職員のうち、新規採用者に係る単価の設定は、原則としてA単価とする。

4 第1項第4号の職員であって、当該職種の間で配置換となった場合の基本給は、作業補佐員から作業員の場合及び作業員から支援員の場合はA単価と、支援員から作業員の場合及び作業員から作業補佐員の場合はC単価とする。

5 年度中途での単価区分の変更は、原則として行わないものとする。

6 前条第1項ただし書きの規定に基づき無期雇用契約となった職員の給与は、前項までの規定により決定するものとし、毎年度改訂を行う。

(勤務評価)

第5条 センター職員の勤務評価は、職種の別又は有期雇用契約若しくは無期雇用契約の別に関わらず、毎年度実施する。

2 勤務評価の結果が非常勤職員にあってはC判定、特別契約職員にあってはD判定又はE判定であって、然るべき勤務指導を行った上でなお勤務状況に改善が見られない場合は、有期雇用契約又は無期雇用契約の別にかかわらず、解雇することがある。

3 第2条第1項第4号から第6号に掲げる職員については、勤務評価の結果と評価基準に基づきその能力を評価した結果を総合的に判断し、当該職種の上位職種にふさわしい適性・能力を持っていると判断された場合は上位職種に、当該職種に必要な適性・能力を維持できていないと判断された場合は下位職種に配置換を行うことがある。

(勤務時間)

第6条 センター職員のうち、短時間勤務職員として雇用する職員であって、障がい者を有する者の勤務時間については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)による法定雇用障害者数の対象となる常用雇用者とカウントするため、1週間の勤務時間の上限を30時間とする。

2 前項に定める者のほか、短時間勤務職員として雇用する支援員についても、障がいを持つ作業補佐員が業務を行うことを支援するという職務の内容から、前項の規定を準用して1週間の勤務時間の上限を30時間とする。

(特殊勤務手当)

第7条 センター職員のうち、第2条第4号から第6号に掲げる職員が下表に掲げる業務に従事した場合は、下表の支給基準により1ポイントを100円で換算した額を特殊勤務手当として支給する。

業務内容	支給基準	ポイント数
草刈機操作	作業補佐員が1日につき30分以上にわたり草刈機操作業務に従事した場合	1

(再雇用)

第8条 センター職員のうち、第3条第3項の規定により退職した特別契約職員(総括リーダー及びサブリーダーに限る。)が引き続き勤務することを希望した場合は、原則として第2条第1項第3号に定めるアドバイザーとして雇用するものとする。

(非常勤職員就業規則等の準用)

第9条 センター職員の就業に関し、この要項に定めのない事項については、非常勤職員にあっては非常勤職員就業規則の、特別契約職員にあっては特別契約職員の就業に関する要項の規定によるものとする。

附 則

- この要項は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年3月31日にグッドジョブ支援センターに雇用されている者であって、引き続き平成25年4月1日にグッドジョブ支援センターに雇用されるもの(以下「継続雇用者」という。)の任期は、1年とし、平成30年3月31日まで更新することができる。この場合において、当該者に係る第3条第1項ただし書きの規定による無期雇用契約への転換は、平成30年4月1日を始期とする雇用契約からとする。

- 3 継続雇用者のうち、支援員、作業員及び作業補佐員であって、平成25年4月1日から引き続き同一の職種に雇用されるものの平成25年度の給与は、支援員にあつては別表4のA区分を適用し、作業員及び作業補佐員にあつては、別表4の各区分のうち従前の定めにより平成25年度に受けるべきA区分からC区分までを適用する。

附 則

この要項は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

勤続年数	号俸
採用時	16
1年	20
2年	24
3年	28
4年	32
5年以上	36

別表 2

年齢	号俸
26歳以下	1
27歳	3
28歳	4
29歳	5
30歳	7
31歳	8
32歳	9
33歳	10
34歳	11
35歳	13
36歳	14
37歳	15
38歳	16
39歳	17
40歳	19
41歳	20
42歳	21
43歳	22
44歳	23
45歳	25
46歳	26
47歳	27
48歳	28
49歳	29
50歳	31
51歳	32
52歳	33
53歳	34
54歳	35
55歳	37
56歳	38
57歳以上	39

別表 3

職名	単価
アドバイザー	1,139

別表 4

職名	A単価	B単価	C単価
支援員	960	990	1,060
作業員	790	820	880
作業補佐員	719	739	759

備考) 岡山県最低賃金又は鳥取県最低賃金が改定された場合において、改定後の最低賃金の額がこの表の作業補佐員のA単価の時間給の額を超えるときは、この表の規定にかかわらず、最低賃金の改定の効力が発生した日以後の時間給の額は改定後の最低賃金の額とし、作業補佐員のB単価及びC単価はそれぞれ最低賃金に20円及び40円を加えた額とする。